

たま～に役立つ税の知識

【3】法人税

『交際費等の損金不算入』（措法61の4 ・令37の5）

〔1〕交際費等の意義

(1) 意義

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先、その他事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。 アタ-ライン 従業員、役員、株主等を含むただし次のものを除く。

専ら従業員の慰安のために行われる運動会等のために通常要する費用

カレンダー、手帳等の贈答費用、会議費、取材費等で通常要する費用

飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対するものを除く。）で、一人当たりの支出額が5,000円以下のもの

社内飲食費 （例）役員どうして飲みに行った。役員と一部の社員のみで飲みに行った。

(2) 帳簿書類の保存

(1) の規定は、一定の書類を保存している場合に限り、適用する。

ポイント：税金が安くなる規定には必ずと言っていいほど、書類整備の要件があります。

【その他交際費の注意事項】

(1) 一般的経理に関するもの

* 接待等の行為があった事業年度の交際費となる

仮払金経理の場合

『仮払交際費認定損』（減・留） 解消事業年度 『(前期)仮払交際費否認』（加・留）

何も経理していない場合

『交際費認定損』（減・留） 解消事業年度 『(前期)交際費否認』（加・留）

(2) 原価算入交際費に関するもの

費用処理している場合

『資産計上もれ』（加・留） 『交際費等の損金不算入額』（加・社） 『取得価額減額』（減・留）

資産処理している場合

『交際費等の損金不算入額』（加・社） 『取得価額減額』（減・留）

(例) 期末資本金額 3,000万

建物の取得価額：1,000万、建物の取得に係る交際費：50万（建物の取得価額に含まれている）

交際費の総額：200万（建物に係る50万含む）

（交際費等の損金不算入額）200万 × 10% = 20万

（建物取得価額減額）20万 × 50万 / 200万 = 5万